

# 国際保健規則（IHR2005）について

2012年5月9日

大臣官房国際課

## 1. 国際保健規則（IHR）の概要

IHR(International Health Regulations: 国際保健規則)は、世界保健機関(WHO)憲章第21条に基づく国際規則である。その目的は、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止することである。1951年に国際衛生規則(ISR)として制定後、1961年に国際保健規則と改名された。2005年の改正前は黄熱、コレラ、ペストの3疾患を対象としていたが、SARS、鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症による健康危機に対応できていないこと、各国のコンプライアンスを確保する仕組みが欠如していること、WHOと各国との協力体制が欠如していること、現実の脅威となったテロリズムへの対策を強化する必要があること指摘されていた。このため、2005年の同規則改正で、次の事項等が盛り込まれ、2007年6月より改正IHRが発効している。

- 原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となるあらゆる事象を、WHOに報告することを、IHR参加国に義務づけ
- 各国ごとに、IHR担当窓口(National Focal Point: NFP)を常時確保することをIHR参加国に義務づけ 等

## 2. IHRに関する今後の動き

IHR参加国は、サーベイランスや緊急事態発生時の対応等、IHRで定められた体制の整備を、発効後5年以内(2012年6月15日)に完了することとされている。ただし、一部の国では、未だ体制整備が完了しておらず、期限の2年間の延長申請がなされているところ。

日本では、既に国内法の改正等により、必要な体制の整備を完了しているところ。